

事務局説明資料

2025年3月21日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

(1) 第1回専門グループでいただいた主なご意見(全体)

(検討の考え方に関するご意見)

- 情報開示の信頼性を確保するため、サステナビリティ保証業務実施者は**監査人と同水準の品質管理**が求められる。
- **財務諸表とサステナビリティ情報のコネクティビティの観点**から財務諸表監査の経験がある**法定監査人を優先**し、監査人に保証業務が集中することによる保証報酬の増加懸念のため、**サポートの位置づけとして、その他の保証業務実施者を許可**することを認めるといったCSRの基本的な考え方は非常に示唆に富んでおり、上場会社等監査人と同等の規律を求めることでCSRDに見劣りしない。
- 欧州でのCSRDの見直しの議論は開示についてであり、保証の議論に影響を与えるものではない。**当面の保証対象が、300社程度であることを前提とした議論**を行っていくのがいいのではないかと。
- **財務情報とサステナビリティ情報は性格が相応に違う情報**である。能力の担保、品質管理、開示の在り方、保証の範囲・水準等についてどのような修正が必要か、諸外国の状況も踏まえて、検討すべき。
- **サステナビリティ情報のデータの質が不確実**であるとともに、**定量的とされるGHG排出量の算出においても多様な計算方法、裏付けがあること**に留意が必要である。柔軟な制度設計を目指すべき。
- **監査と同じ基準・手続を求めるのはやりすぎ**ではないか。**最初から厳格性を求めすぎると、企業側が委縮**することが懸念される。
- 基本的には賛同だが、**発行会社に過度な負担**とならないようすべき。
- 財務諸表監査とサステナビリティ保証の要求事項は異なる。**監査と保証の相違点等**について議論することが重要。
- 現在の任意保証と比較して実務にどういった追加負担があるかや、**既存の実務を生かすような対応**についての検討があると良い。

(担い手に関するご意見)

- **保証対象は当面約300社**であり、**当初は監査法人に限定**するなど、**プラグマティックに、段階的に拡大**していくべき。
- **会計士とそれ以外の保証業務実施者の協力・連携**は十分ありえる。保証報告書にサインをしない関わり方も含めて、協力・連携する上での制度的な対応の検討も重要。
- 誰が保証するかが重要。**財務諸表とのコネクティビティ**や、**財務諸表監査において非財務情報を通読**していることを鑑みると、**監査人を念頭におくのが合理的**だが、**競争を働かせる**という政策も必要。**監査法人が主体**となり、**Non-PAを専門家**として関与させる体制としてはどうか。
- 財務諸表監査人が**すでにサステナビリティ情報の通読と検討の手続**をしていることも考慮して、追加手続を財務諸表監査人にISSA5000をベースに実施させることが合理的。
- **有価証券報告書の法定開示の保証**であれば、**会計プロフェッションの独占業務**とするのが最も現実的。
- 上場会社等監査人と同等とすると、**Non-PAが参加する余地がない**。**企業に担い手の選択肢を与えるべき**。PAとNon-PAを同列にして議論すべき。
- ある程度の幅広い業種や専門家の方が参入できるような仕組みとすることで、**選択の自由を確保**し、**市場での競争を通じた質の高まり**にも期待したい。大手監査法人等に限定されることにならないようにすべき。

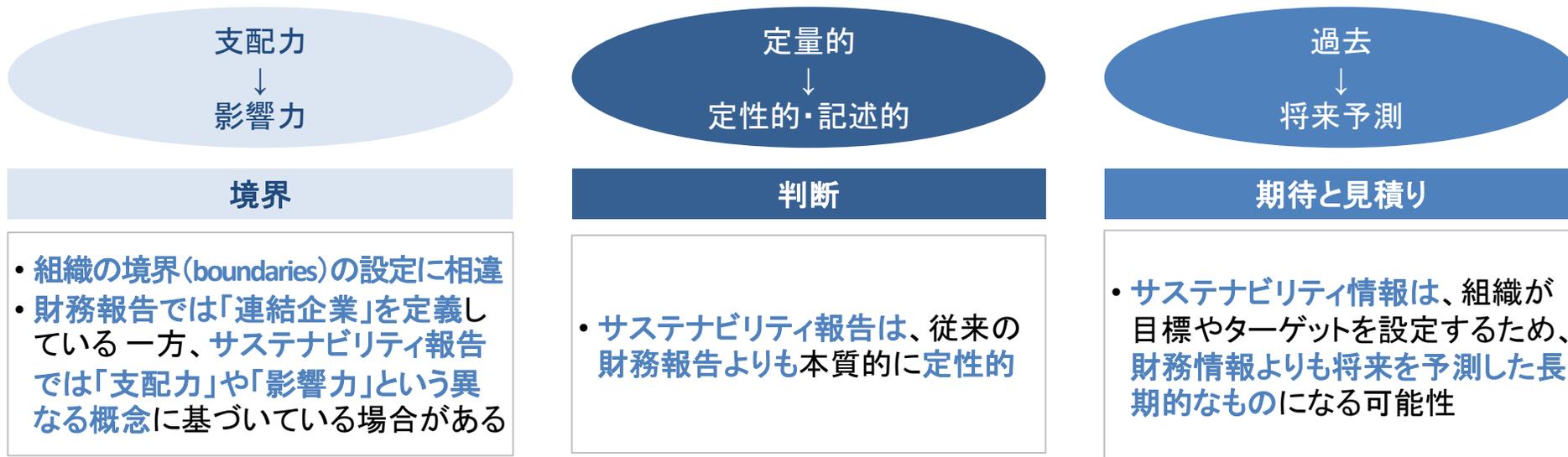
(制度導入スケジュールに関するご意見)

- 制度が整わないから、スケジュールを遅らせるというのは得策ではない。**具体的なスケジュールをプラグマティックに考える必要がある**。
- ロードマップにおいて、**大半の上場企業、非上場企業が議論の対象になっていない**ことを明示すべき。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

- サステナビリティ情報は、従来の財務情報とは異なる特徴を有することが指摘されている
 - COSO(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)が2023年に公表したサステナビリティ情報に関する内部統制のガイダンス(COSO・ICSRガイダンス)では、財務情報とサステナビリティ情報の相違点を、「支配力 対 影響力」、「定量的 対 定性的」及び「過去 対 将来予測」の3つに分類している
 - サステナビリティ基準委員会開示基準(SSBJ開示基準)においても、サステナビリティ情報についてバリュー・チェーンを含めた開示を求めている
- COSO・ICSRガイダンスにおける財務情報とサステナビリティ情報との相違点(財務報告とは異なるESG報告の3つの特徴)



- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

- 46. 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、バリュー・チェーンの範囲(その幅広さ及び構成を含む。)を決定しなければならない。
- 47. 第46項に従いバリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない(第32項参照)。

SSBJ基準のポイント

□ SSBJ基準では、サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、以下の基本的な事項が示されている。

サステナビリティ 関連財務開示の 定義

- 短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報（それらのリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）を提供する開示。

適正な開示

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない
- 利用者がリスク及び機会の影響を理解するうえで開示が不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない
- 情報に重要性がない場合、SSBJ基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない

つながりのある情報

- 情報が関連する項目間、サステナビリティ関連財務開示内、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表におけるつながりを理解できる情報を開示しなければならない

合理的で裏付け 可能な情報

- サステナビリティ開示基準において、合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めている場合、当該定めに従わなければならない。（例：バリュー・チェーンの範囲の決定、予想される財務的影響等）
- 合理的で裏付け可能な情報とは、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報をいう

サステナビリティ関連 のリスク及び機会に 関する情報の開示

- ① サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別
- ② サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示

重要性の定義

- ある情報について、それを省略、誤表示、不明瞭にした場合に、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること

〔参考〕「記述情報の開示に関する原則」の考え方

- 「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月公表)では、主に有価証券報告書に記載される記述情報について、以下の考え方が示されている。

※「記述情報」は、一般に、法定開示書類において提供される情報のうち、金融商品取引法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指す。

総論

1. 企業情報の開示における記述情報の役割(1-1)

- 記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されることにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要である。

取締役会や経営会議の議論の適切な反映(2-1)

- 記述情報は、投資家が経営者の目線で企業を理解することが可能となるように、取締役会や経営会議における議論を反映することが求められる。
【考え方】
 - 取締役会や経営会議における議論を反映した開示によって、投資家は、取締役会や経営会議における企業の現況の認識や、企業の経営方針・経営戦略等の内容の理解に必要な情報を得ることができる。これにより、投資家は、財務情報だけでは判断できない、経営の方向性を理解し、将来の経営成績等の予想の確度をより高めることが可能となる

2. 記述情報の開示に共通する事項

重要な情報の開示(2-2)

- 記述情報の開示については、各企業において、重要性(マテリアリティ)という評価軸を持つことが求められる。
【考え方】
 - 記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。また、取締役会や経営会議における議論の適切な反映が重要である記述情報の役割を踏まえ、投資家の投資判断に重要か否かの判断に当たっては、経営者の視点による経営上の重要性も考慮した多角的な検討を行うことが重要と考えられる。
 - 有価証券報告書においては、投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供される必要があるが、投資家の投資判断における重要性は、企業の業態や企業が置かれた時々の経営環境等によって様々であると考えられる。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

有価証券報告書に記載されるサステナビリティ関連財務開示の保証と現行実務(任意保証)の比較

- 有価証券報告書に記載されるサステナビリティ関連財務開示の保証と現行実務(任意保証)では、保証(検証)の対象が異なるなど、以下の違いがある。

サステナビリティ関連財務開示の保証

現行実務(任意保証)

目的

- 投資家の投資判断に資する情報の信頼性確保
- 資本市場の適切な機能の発揮

- 会社によって目的は様々
- ※ 実務では統合報告書やサステナビリティ報告書等において保証が行われている。

保証(検証)の対象

- **サステナビリティ関連財務開示**
- ※ SSBJ基準では、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標の4つのコア・コンテンツの開示が求められているが、当面は、ガバナンス、リスク管理、指標及び目標(scope1、2)のみ

- 任意開示書類に記載された**サステナビリティ関連の定量情報(主にスコープ1、2排出量)**

開示(評価・測定)基準

- **ISSB基準との機能的な同等性等を踏まえて金融庁が法令上指定する基準**

- **会社が定める算定及び報告の基準**
- ※ 会社の基準について、温室効果ガス排出量は、GHGプロトコルや日本の環境法令にも準拠しているとの記載が見られた。

保証(検証)基準

- 今後企業会計審議会で策定される保証基準等

- ISAE3000
- ISAE3410、ISO14064-3(温室効果ガス排出量を対象とした基準)

保証報告書(例)

- サステナビリティ情報(サステナビリティ関連財務開示)が、全ての重要な点において、**(ISSB基準と同等の基準)に準拠して作成(又は準拠して適正に表示)**されていないと業務実施者が考える事項が認められたかどうか

- サステナビリティ情報(サステナビリティ関連の定量情報)が、全ての重要な点において、**会社が定める算定及び報告の基準**(GHGプロトコルや日本の環境法令を含む)**に準拠して作成**されていないと業務実施者が考える事項が認められたかどうか

有価証券報告書に記載されるサステナビリティ関連財務開示の保証と現行実務(任意保証)の比較②

企業によるサステナビリティ関連財務開示のプロセス

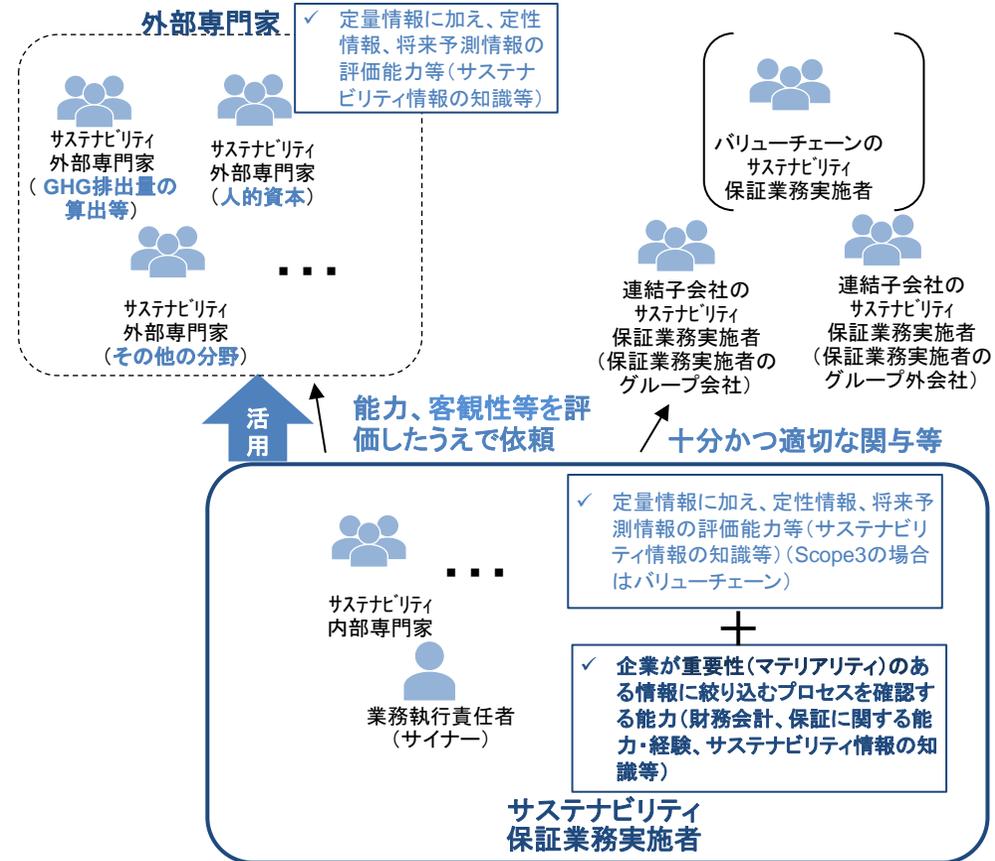
①企業の見通しに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

②重要性のある情報の識別
【重要性(マテリアリティ)の判断】

サステナビリティ関連財務開示

- 「サステナビリティ関連財務開示」とは、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンス、資本コスト等、財務に影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する開示をいう。
- 企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別して、投資家の意思決定に影響を与える重要性(マテリアリティ)のある情報に絞り込んで開示する。
- 有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報のテーマは多岐にわたり、定量情報に加え、定性情報、将来予測情報、(バリューチェーンに関する情報)も含まれる。また、サステナビリティ開示と財務諸表におけるつながりを理解できる情報を開示しなければならない。

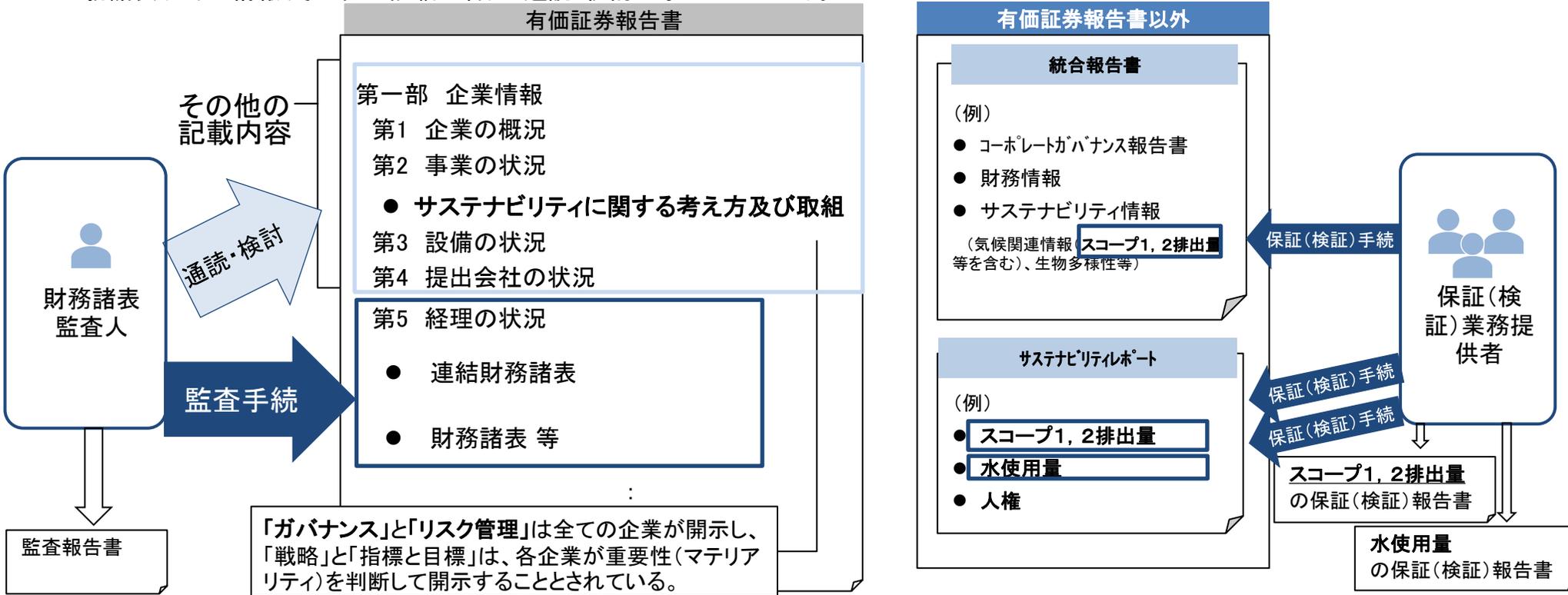
保証に重要な能力



- サステナビリティ関連財務開示の保証には、企業が財務に影響するリスク及び機会を識別して重要性(マテリアリティ)がある情報に絞り込むプロセスを確認(重要な情報の記載が漏れていないことを確認)することを含むする能力が重要。

[参考]財務諸表監査と現行実務(任意保証)

- 任意開示書類において、スコープ1, 2排出量等の定量情報に保証(検証)報告書が発行される例が見られる。
- 有価証券報告書においては、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が要請されており、財務諸表の監査人には当該開示を含む財務諸表以外の情報(その他の記載内容)の通読・検討が求められている。



(参考1) 監査基準 八 その他の記載内容

1 監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない。また、監査人は、通読及び検討に当たって、財務諸表や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない。

(参考2) 監査基準報告書720 その他の記載内容に関連する監査人の責任

8. 本報告書における監査人の責任は、その他の記載内容に関する保証業務を構成するものではなく、また、監査人にその他の記載内容について保証を得て意見又は結論を表明する義務を課すものでもない。

15. 監査人は、重要な相違があると思われる場合(又は重要な誤りがあると思われるその他の記載内容に気付いた場合)、当該事項について経営者と協議し、以下に該当するかどうかを判断するために、必要に応じてその他の手続を実施しなければならない。(1) その他の記載内容に重要な誤りがあること、(2) 財務諸表に重要な虚偽表示があること、(3) 監査人の企業及び企業環境に関する理解を更新する必要があること

19. 監査人は、(略) 財務諸表に重要な虚偽表示がある、又は監査人の企業及び企業環境に関する理解を更新する必要があると判断した場合、他の監査基準報告書に従って適切に対応しなければならない

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

保証業務の概念

- **保証業務の公益性**の観点から、企業会計審議会は、「保証業務の意味を確認し、その要件と範囲の明確化を図ることにより、監査をはじめとする**保証業務に対する社会からの信認を確保**することを目的として」、**財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書**(平成16年1月29日)をとりまとめ、保証業務の定義や要素、その信頼性を確保するために求められる要件等を示している。

保証業務の定義

「保証業務」とは、「主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は、当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務」をいう。

保証業務の分類

保証業務は、保証業務リスク(主題情報に重要な虚偽の表示がある場合に業務実施者が不適切な結論を報告する可能性)の程度により、合理的保証業務と限定的保証業務に分類される。合理的保証業務では、業務実施者が、当該業務が成立する状況のもとで、積極的形式による結論の報告を行う基礎として合理的な低い水準に**保証業務リスク**を抑える。これに対して、**限定的保証業務**では、**合理的保証業務の場合よりは保証業務リスクが高い水準**ではあるが、**消極的形式による結論の報告を行う基礎としては受け入れることができる程度に保証業務リスクの水準を抑える**。

保証業務の前提

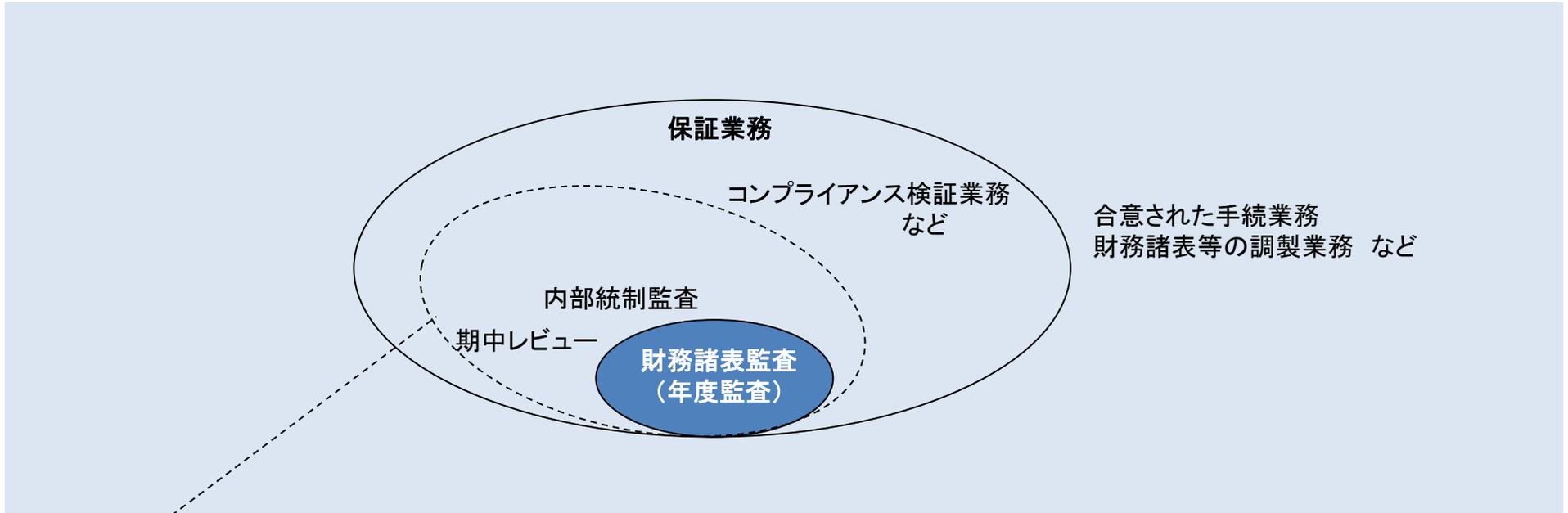
- 業務実施者は、**職業的専門家としての倫理を遵守**し、かつ、業務の遂行に当たっては**独立の立場から公正不偏の態度を保持**し、さらに、自らの業務を適正に遂行するための**専門的な技能や知識を有し、品質管理に関する業務規範に服する**ことが求められる。
- **業務実施者は**、保証業務の受託に当たり、前項の業務実施者に関する要件に加え、想定利用者の範囲やニーズの内容、主題に責任を負う者の特徴、契約の条件、主題の性格、規準の特徴、入手可能な証拠、報告の方法等について、**保証業務を適正に遂行できるものであるかを判断**することが求められる。
- 業務実施者は、保証業務について**要請される要件及び保証業務の実施に関する基準に準拠して適切に業務を行わなかった場合には責任を負う**。**通常、限定的保証業務における実施手続は、合理的保証業務の場合よりも限定されるため、業務実施者の責任の対象となる範囲も制限されることになる**。

保証業務の要素・要件

業務実施者、主題に責任を負う者(情報作成者)、想定利用者(三者の適切な関係性)
適切な主題(保証の対象とできる事象等の要件)
適合する規準(主題の評価・測定に適合する規準の要件)
十分かつ適切な証拠(証拠の入手手続や判断における十分性や適切性の要件)
合理的保証業務又は限定的保証業務について適切な書式の保証報告書(結論を報告する方法及びその書式の要件)

保証業務と監査の関係

- 財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書において、保証業務には「財務諸表の監査」が含まれることが示されている。



これらの保証業務は、一般に公正妥当と認められる規範(注)が定められている。また、監査に関する品質管理基準が適用又は準用される。

(注)財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書では「特に、財務情報を対象とする保証業務には、社会的にも重要な公益性の高い業務も存在することに鑑み、その基準等は、本意見書の概念的枠組みの中で、幅広い関係者による公正かつ透明性のある適切な手続を通じて、一般に公正妥当と認められる規範として設定される必要がある。」とされている。

【参考】保証業務(assurance engagement)は監査(audit)とは異なるか。(ISSA 5000 Frequently Asked Questions (2025年1月 IAASB))

監査(audit)という用語は、通常、財務諸表の監査、例えば、国際監査基準(ISA)に従って実施される監査に関連して使用される。また、他の過去の財務情報の監査にも使用されることがある。

監査は保証業務の一部である。具体的には、財務諸表やその他の過去の財務情報に関する外部保証業務である。ISSA5000は、サステナビリティ情報に関する合理的保証業務及び限定的保証業務の双方の保証業務のために策定された。財務諸表の監査で得られる保証の水準は合理的保証であり、サステナビリティ情報に対する合理的保証業務と同等である。財務諸表のレビューで得られる保証の水準は、限定的保証であり、サステナビリティ情報に対する限定的保証業務と同等である。限定的保証業務は、合理的保証業務ほどにはないが、報告される情報に対するステークホルダーの信頼性を高めるものである。

監査とサステナビリティ保証の違い①(イメージ)

監査の流れ(合理的保証)

①契約

②計画

③リスク評価手続

- 企業環境、事業内容等を理解したうえで、**重要な虚偽表示リスク**が存在する箇所を把握

④リスク対応手続(重要な虚偽表示リスクへの対応)

- 監査リスク**(※)を**合理的保証**として許容可能な低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクのレベルに応じた手続(**立会、残高確認、証憑突合等**)を実施すること

(※)監査リスク:監査人が、重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。

⑤その他の記載内容の通読・検討

- 財務諸表等と同時に開示される**サステナビリティ報告等**を通読し、監査の過程で得た知識と重要な相違があるか**検討等**

⑥意見形成

- [会計基準]に準拠して、全ての重要な点において**適正に表示されているものと認める**。

ISSA5000におけるサステナビリティ保証の流れ(限定的保証)

①契約

②計画

③リスク評価手続

- 企業環境、事業内容等を理解したうえで、**重要な虚偽表示リスク**が存在する箇所を把握

④リスク対応手続(重要な虚偽表示リスクへの対応)

- 保証リスク**(※)を**限定的保証**として許容可能な低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクのレベルに応じた手続(**質問、分析的手続等**)を実施すること

(※)保証リスク:保証人が、重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。

⑤その他の記載内容の通読・検討

- サステナビリティ報告と同時に開示される**財務諸表等**を通読し、サステナビリティ保証の過程で得た知識と重要な相違があるか**検討等**

⑥結論の形成

- [開示基準]に準拠して**適正に表示されていないと信じさせる事項**が全ての重要な点において**認められなかった**。

監査とサステナビリティ保証の違い②(イメージ)

監査手続(合理的保証)の事例

- 棚卸資産の**実地棚卸の立会**を行い、カウントされた棚卸資産の正確性及び網羅性を検証
- 売上及び売上債権の存在性を確かめるため、会社の販売先に対して一定の基準日に**残高確認**の手続を実施
- 回収済の売上データを現金同等物で裏付けるため、入金形態ごとに無作為抽出により**売上データと入金証憑等とを突合**
- 株式価値算定書について、ネットワーク・ファームの**専門家を利用して**価値算定に用いられた手法、基礎データ及び前提条件等を確認、取得原価の合理性を検討(**専門家の利用、再実施**)
- 業務処理統制に関連するITシステムの設計書等の文書の**閲覧**やシステムから抽出したデータを利用した**再計算**手続等により整備・運用状況进行评估し、ITシステムが有効に機能していることを検討

現行実務におけるサステナビリティ保証手続(限定的保証)の事例

- 指標に対する**分析的手続**の実施
- 指標に対する**試査による根拠資料との照合、再計算**
- 固有リスク及び重要性に基づいて選定された特定の拠点において実施した、**サンプルベースでの限定的な実証手続**
- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への**質問**、証票及び関連文書の**閲覧**を含む手続により、事業所の調査を実施

[参考] ESRSに基づく開示の保証手続の例(限定的保証)

□ 欧州のESRSに基づく開示に対する限定的保証報告書(注)の抜粋(仮訳)

(注) 準拠した保証基準はいずれもISAE3000である。

独立業務実施者の限定的保証報告書(例1)

※一部抜粋

実施した手続の概要

- 連結サステナビリティ報告書の作成に関与した経営者および関連する従業員に対して、連結サステナビリティ報告書で報告すべき開示を特定するために企業が実施した重要性(マテリアリティ)評価プロセスを含む作成プロセス、およびこのプロセスに関連する内部統制について質問した。
- 連結サステナビリティ報告書の作成にあたり、経営者が採用した報告方針を評価した。
- 経営者から提供された見積及び関連情報の合理性を評価した。経営者が、ESRSに従って、合理的な努力を払ったにもかかわらずバリューチェーンから情報を入手できない場合に、報告されるバリューチェーン情報を見積って報告する場合、我々の保証業務は、経営者がESRSに従って見積を行ったかどうかを評価し、見積の合理性を評価することに限定され、経営者が入手できなかったバリューチェーン内の情報を識別することは含まない。
- 連結サステナビリティ報告書から選択された情報について、分析的手続きや詳細テスト及び質問を実施した。
- 現地往査を実施した。
- 連結サステナビリティ報告書の表示を検討した。

独立業務実施者の限定的保証報告書(例2)

※一部抜粋

実施した手続の概要

- サステナビリティ報告書の作成を含む、企業によるサステナビリティ報告書の報告プロセスを理解した。
- 企業のダブルマテリアリティの評価プロセスについて、経営者が用いた情報源を理解するための質問及び当該プロセスに関する企業の内部文書の査閲により理解した。また、当該プロセスに関して手続から得られた証拠が、サステナビリティ報告書に記載されたプロセスに関する記述と整合しているか評価した。
- 報告のバウンダリー、バリューチェーン情報を含む企業及びその事業環境を理解し、重要な虚偽表示リスクを識別するためのリスク評価手続を実施した。
- 識別された重要な虚偽表示リスクに対応したリスク対応手続(質問及び分析的手続を含む)を立案し、実施した。
- サステナビリティ報告書の全体的な表示を評価し、サステナビリティ事項および開示を含むサステナビリティ報告書全体が、適用される規準に従って開示されているかどうかを検討した。

(出典) 各社アニュアルレポートより抜粋

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

【(2)検討の考え方】

- サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方に関する考え方と財務諸表監査等との違いは以下のとおり。

基本的な考え方

- 現在、サステナビリティ情報に対して任意の保証が行われているが、保証対象となるサステナビリティ情報は様々な分野に亘り、また、サステナビリティ情報が記載される書類、保証業務実施者、保証基準も多岐にわたっている。
- 有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報は、投資判断に必要とされる情報であるなど、開示されるサステナビリティ情報の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素となる。このため、有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の信頼性確保には、高い規律が必要となる。
- 金融商品取引法に基づく上場会社等監査人においても、このような考え方のもとで高い規律が求められていることから、上場企業等を監査する際に求められる業務管理体制、業務制限、義務・責任等は、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方を検討する上でも参考になると考えられる。

留意すべき事項

◆ 財務情報とサステナビリティ情報の違い

- 財務情報は主に過去情報、定量情報であるのに対し、サステナビリティ情報は将来予測情報、定性的・記述的信息が多い。

◆ 現行実務(任意保証)と有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の保証の違い

- 任意保証の代表例であるGHG排出量の保証は、サステナビリティ情報の一部であり、主に定量情報の正確性を検証するのに対し、有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の保証では、企業が財務に影響するリスク及び機会を識別し、重要性(マテリアリティ)がある情報に絞り込むプロセスを確認(重要な情報の記載が漏れていないこと確認することを含む)する能力が重要。

◆ 財務諸表監査とサステナビリティ保証の違い

- 財務諸表監査は保証に含まれるが、手続きの厳格さについては、財務諸表監査は合理的保証であるのに対し、サステナビリティ保証はワーキング・グループにおいて、当面、限定的保証と示されており、財務諸表監査と同等の手続きは求められていない。

欧州指令等を改訂するオムニバス法案

- 2025年2月26日、欧州委員会は企業サステナビリティ報告指令(CSRD)を含む欧州指令等を改訂するオムニバス法案を公表した。
- オムニバス法案はサステナビリティ報告の開示負担の軽減、小規模事業者への影響の拡大の制限を目的としている。
- 非上場企業及び小規模上場企業への適用の縮小・適用時期の後ろ倒し等が提案されている。
- サステナビリティ保証に関しては以下の変更が提案されている。

現行のCSR D	オムニバス法案
<ul style="list-style-type: none">• 開示の適用開始と同時に限定的保証から開始し、その後合理的保証への移行を検討• 2028年10月1日までに、保証業務提供者・企業にとっての合理的保証の実行可能性を評価• 上記評価の結果、合理的保証への移行が適切な場合には、合理的保証の適用開始日を定める	<ul style="list-style-type: none">• 合理的保証への移行の可能性を否定
<ul style="list-style-type: none">• 2026年10月1日までに、保証業務(当初は限定的保証)のための保証基準を採択する	<ul style="list-style-type: none">• 保証基準の採択期限は設けない• 2026年までに対象を絞った保証のガイドラインを公表

- オムニバス法案は今後、欧州議会及びEU理事会で議論される予定。
- 最終化の過程で見直しの可能性もあることから、引き続き動向を注視していくこととしたい。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について

(1) 前回いただいた主なご意見(全体)

(2) 検討の考え方

① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い

② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い

③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い

④ まとめ

(3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項

(4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項

2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

(1) 自主規制機関の役割

(2) サステナビリティ保証制度の全体像

3. 任意の保証の論点

4. ご議論いただきたい事項

(3) 第1回専門Gでいただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項

第1回専門Gでいただいた主なご意見

- 有価証券報告書に開示される**情報の信頼性を確保**するため、**上場会社等監査人同様の制度**を入れるべき。
- ISSB開示基準は財務とのコネクティビティを求められることから、**財務会計の専門性**や**財務諸表監査の知識**を登録要件で求めるべき。
- **専門家の活用**を業務管理体制等の観点で制度で補完すべき。
- **サステナビリティ情報は分野が多岐にわたる**ため、対応できるような体制作りをすべき。
- **外部専門家の活用**は必要と思うが、**Non-PAが公認会計士を雇用する**形があってもいいのではないか。
- 研修は、環境、社会、財務の領域をカバーする必要。**将来的に資格試験**も検討すべき。
- 担い手をNon-PAに拡大することは保証市場における**競争性の確保の観点から重要**ではあるが、**同等な資格で参入**されることが非常に重要。**シングルマテリアリティ**の考え方に立っているため、**財務情報と連関**させていくことが重要。Non-PAを含めて、**同等な資格制度**で保証能力が担保される制度が必要。
- **十分な知識及び経験**について、非財務保証の先行事例としてGXリーグや東京都環境確保条例が参考になるのではないか。
- **重要性の判断は財務情報と異なる**と考えられるので、これを保証できるような導入支援が望まれる。
- サステナビリティ保証に関する**十分な知識・経験**には、事務所レベル、チームレベル、業務執行社員レベルの3つがあるため、明確にすべき。
- サステナ保証はGHGやガバナンス以外のテーマとなると多岐にわたる。**Non-PAは様々な知見**がある。

考慮すべき事項

- 登録制度・登録要件について、前回いただいたご意見を踏まえ、考慮すべき事項として以下のことが考えられるか。
 - 有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の保証業務実施者には、企業が財務に影響するリスク及び機会を識別し、重要性(マテリアリティ)がある情報に絞り込むプロセスを確認(重要な情報の記載が漏れていないこと確認することを含む)する能力が求められる。そのため、**業務管理体制として、職業的専門家としての能力・経験等(例えば、財務会計の知識、上場企業等の保証経験など)**を有する者も備えることを求めること。
 - サステナビリティ情報は分野が多岐にわたるため、**現行の実務経験者の知見を活用**するなど、企業に応じた保証ができる業務管理体制を求めること。
 - 制度導入時であるため、まずは研修等を通じて保証業務実施者が知識を習得し、保証実務経験を蓄積することを優先し、**資格制度の要否については、将来の検討課題**とすること。

(3) 第1回専門Gでいただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項

第1回専門Gでいただいた主なご意見

- **投資判断に必要な情報のための信頼性確保**であるため、業務制限・義務・責任で**財務諸表監査と違いがでるのはおかしい**。
- **財務諸表監査の法的な規律などをベース**に、サステナ保証で変更すべき点があるかどうかを検討すべき。
- 保証業務提供者及び発行会社に**過度な負担を課すことのないよう**、全ての保証業務実施者に**一律に監査法人並みの義務等**を求める必要はないのではないか。過度な保証業務実施者への要求は、結果として、発行会社に対する**保証報酬の負担**につながり、**日本企業の国際競争力**が損なわれるのではないか。
- サステナビリティ情報の**データの質が不確実**であるとともに、定量的とされるGHG排出量の算出においても**多様な計算方法、裏付け**があることに留意が必要である。柔軟な制度設計を目指すべき。
- 財務諸表監査の失敗が起きた場合、**損害賠償責任**があるが、サステナビリティの**不確実なデータに基づく保証においても同様の制度となり得るのか**と、現状ではそこまで成熟していないのではないか。
- **監査と同じ水準を求めるのはやりすぎ**ではないか。最初から厳格性を求めすぎると、**企業側が委縮**することが懸念される。

考慮すべき事項

- 守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な措置を求めつつ、前回いただいたご意見を踏まえ、考慮すべき事項として以下のことが考えられるか。
 - 財務情報は主に過去情報、定量情報であるのに対し、サステナビリティ情報は将来予測情報、定性的・記述的信息が多いことから、**保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置**を検討すること。
 - その際、保証業務実施者の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討すること。

(3) 第1回専門Gでいただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項

第1回専門Gでいただいた主なご意見

- 国際整合性の観点から、我が国においても、ISSA5000、IESSAと整合させるべき。
- 監査基準と実務指針の関係との整合性、デュープロセスの観点から保証基準を策定すべき。
- 各社独自判断で行っているサステナビリティ情報の開示と任意の保証が、国際的なガイドラインと整合し、同じレベルで保証されることは好ましい。
- 欧州のCSRDの域外適用除外を得るためには、国際的な基準と同レベルではないといけないのではないか。
- GHGなどのサステナビリティ情報に関して、知見があるISO基準を活かす部分もあるのではないかと。
- GHG排出量に関する品質管理基準等のISO基準を参考にすべき。
- 情報利用者の観点から、1つの保証基準に基づいて、保証業務を実施すべき。
- ISSA5000だけでも実務上は対応可能である。
- 倫理・独立性、正しくは倫理コードの議論は、自主規制の根幹であり、非違事例があった場合には、懲戒処分を伴うものであるため、自主規制と一緒に議論すべき。
- IESBA基準は、会計士協会がIFACの加盟団体としてMOUを締結しているため、守らないといけないものであり、倫理は自主規制機関で定めるべき。一方、独立性は保証基準ではなく、監査証明府令などの内閣府令で規制すべき。

考慮すべき事項

- 国際整合性やデュープロセスの観点から、企業会計審議会等においてISSA5000と整合したサステナビリティ保証基準(仮称)の策定などをすることとし、策定にあたっては、考慮すべき事項として以下のことが考えられるか。
 - 関係者から幅広い意見を求め、我が国の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報を保証するために必要な要素があれば、基準に反映させること。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

(4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ保証業務と財務諸表監査は、保証業務の定義に該当し両者で共通する部分もあるが、保証対象であるサステナビリティ情報と財務情報の性質の違いなど留意すべき事項もある。
- こうしたことを踏まえれば、サステナビリティ保証業務においては、登録制度・登録要件、業務制限、義務・責任、保証基準、倫理独立性を検討するに当たって考慮すべき事項として以下のことが考えられるか。

財務諸表監査と共通するもの

開示される情報は投資判断に必要とされる情報であり、その情報の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素

- 守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な義務・責任等
- 品質管理体制の確保(品質管理部門又は主として従事する者の設置など)
- 専門分野の知識の維持・向上(研修を受講する義務など)

サステナビリティ保証の考え方

従来の財務情報とサステナビリティ情報との違い
(将来予測情報、定性的・記述的信息が多い)

現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
(重要性(マテリアリティ)がある情報に絞り込むプロセスを確認)

財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
(限定的保証と示されており、財務諸表監査と同等の手続は求められていない)

考慮すべき事項

- 保証業務実施者に**過度な責任を負わせない措置**を検討(作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討)
- 保証業務実施者が知識を習得し、保証実務経験を蓄積することを優先し、**資格制度の要否については、将来の検討課題**とすること。
- 業務管理体制として、**職業的専門家としての能力・経験等のうち一定のもの(例:財務会計の知識、上場企業等の保証経験など)**を有する者を備えること
- **現行の実務経験者の知見を活用**するなど、企業に応じた保証ができる業務管理体制を求めること。
- 今後、サステナビリティ保証基準(仮称)を策定するに当たっては、**関係者から幅広い意見を求め**、我が国の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報を保証するために必要な要素があれば、我が国のサステナビリティ保証基準に反映させること。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

(1) 自主規制機関の役割

《WGで示された方向性》

➤ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

□ サステナビリティ保証制度における自主規制機関の在り方について、以下のように考えられるか。

考え方

- 投資判断に必要とされる有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報に対する保証業務は、社会的に重要な公益性の高い業務であり、行政機関の高い規律付けによるサステナビリティ保証業務に対する信頼性の確保が必要であるが、開示・保証実務が確立されておらず発展途上にある。
- 今後、開示・保証実務が蓄積され、それに応じて柔軟かつ機動的な対応を行っていくうえで、実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点※を持つ自主規制を活用することが、サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資すると考えられる。
- こうした観点から、自主規制機関は、行政機関を補完する役割を担い、両者が連携することが期待される。
- なお、行政機関は、自主規制機関の権限行使が公益に適い、投資家を保護し、公正・効果的に執行されるように、自主規制機関に対して、継続的に監督を行う※ことが考えられる。

※ 「IOSCO証券規制の目的と原則 実施の評価に関するメソドロジー」参照

自主規制機関に期待される役割(案)

- ・ 保証業務の質の維持・向上
- ・ 従事者の知識・能力の向上
- ・ 従事者における高い倫理観の醸成・保持

※ 従事者とは、サステナビリティ保証業務実施者(法人)に属し、サステナビリティ保証業務に従事する者を想定

✓ 自主規制機関には、上記の役割を担うことが期待されると考えられるがどうか。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

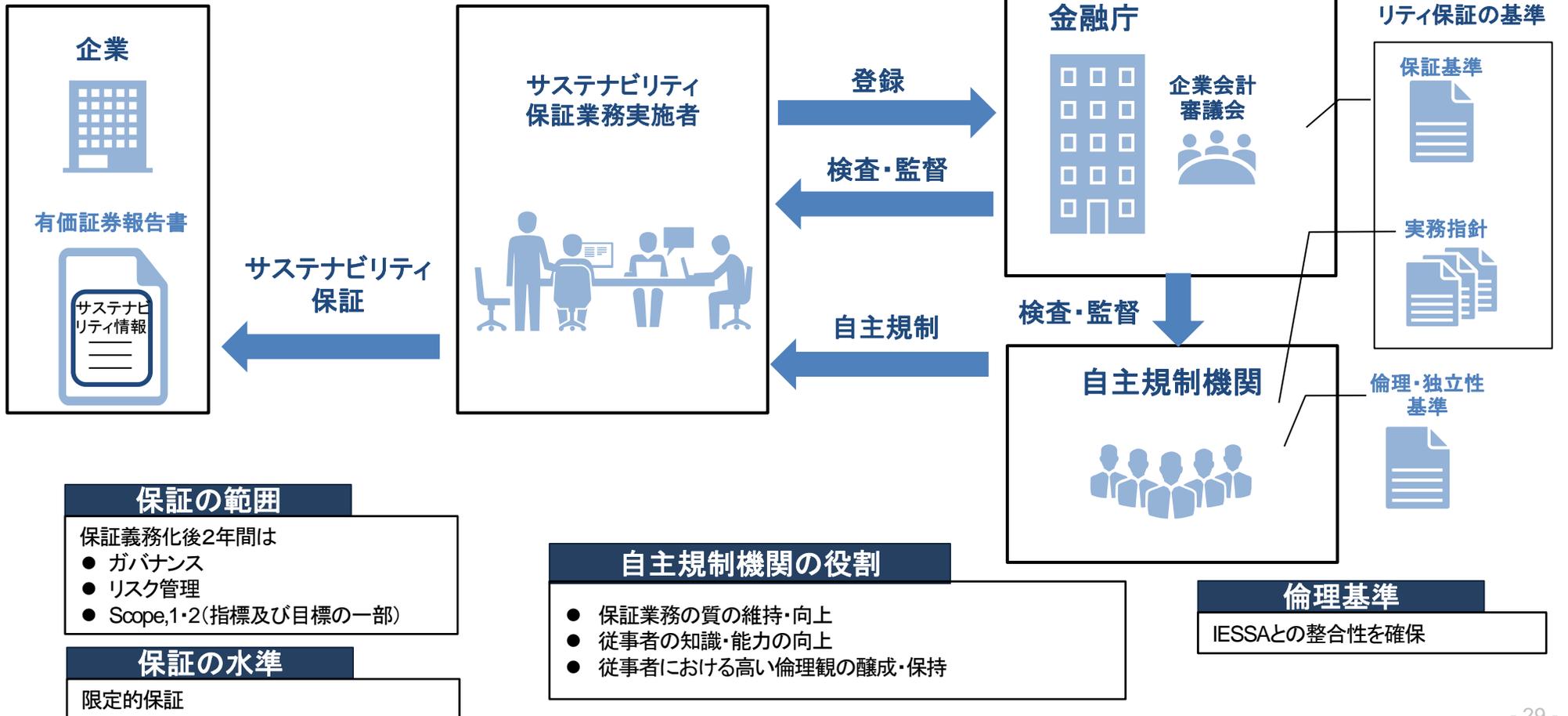
(2) サステナビリティ保証制度の全体像(イメージ)

保証業務実施者

- サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制の整備
 - ✓ 十分な知識及び経験を有する者の確保
 - ✓ 業務の品質管理に係る専任部門又は主たる従事者の設置 等
- 守秘義務、独立性を確保するための業務制限 等

保証基準

ISSA5000との整合性を確保しつつ、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準を策定



目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

有価証券報告書における任意保証の考え方

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報のうち、法令により保証が義務化される対象範囲、時期及び対象企業以外について、任意で保証を受ける場合がある。

考え方

- 現在、様々な分野に関するサステナビリティ情報の開示・保証が行われているが、サステナビリティ情報が記載される書類、開示ルール、保証業務実施者、保証基準は多岐にわたっており、サステナビリティ情報の開示・保証実務は確立されておらず発展途上にある。
- 投資判断に必要とされる有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報に対する保証業務は、資本市場の健全な機能の発揮の観点からも、社会的に重要な公益性の高い業務であり、サステナビリティ保証業務に対する信頼性の確保が必要であるが、企業のサステナビリティ情報の開示を充実させていく観点からも、サステナビリティ保証の質を確保しつつ、様々な分野に対応した保証実務が蓄積されることも重要である。
- そうした観点から、有価証券報告書における保証については、法令により保証が義務化される対象範囲・対象企業等は限られており、それ以外の範囲等について保証を受けた旨の記載を一律禁止することは適切ではない。
- 一方で、制度上求められる保証は、行政機関の高い規律付けにより質が担保されており、それ以外の保証と混同されることは、かえってサステナビリティ保証制度に対する信頼性を損ねることとなる。
- そのため、適切な質の確保と投資家保護のバランスの観点から、法令により保証が義務化される範囲等以外の保証についてどう考えるか。

(参考)金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(令和4(2022)年12月27日)抜粋

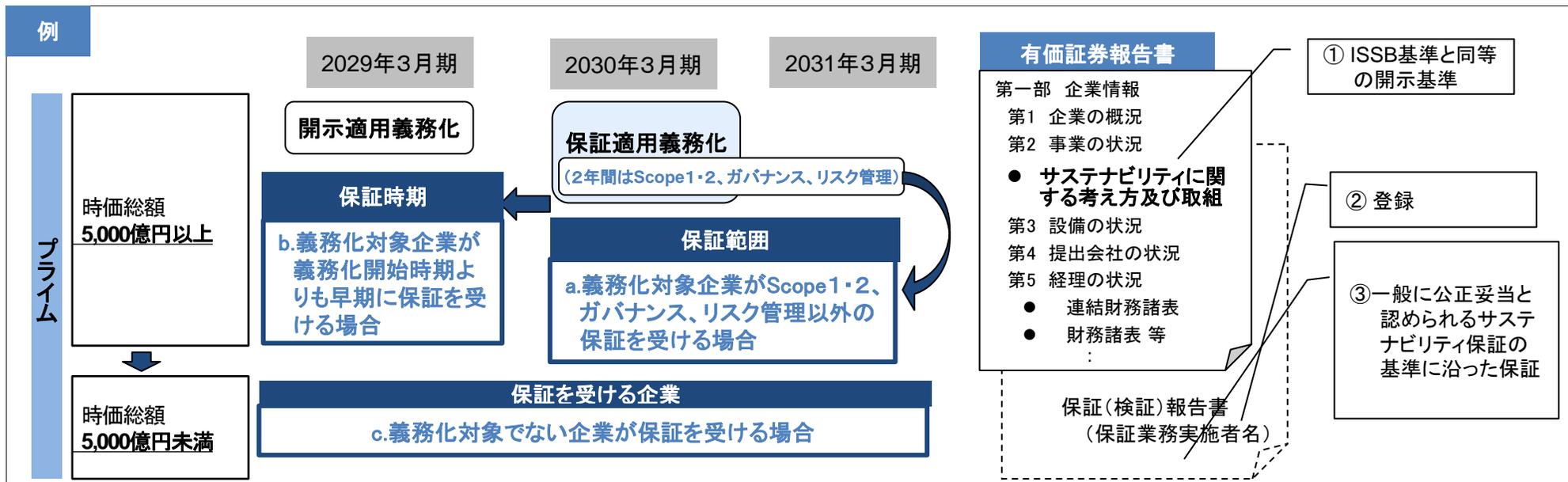
II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

2. サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割や開示基準の位置付け

現在でも、企業が、サステナビリティ情報について監査法人やそのグループ会社等から任意で保証を受ける動きがみられている。今後、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」において、保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる。

任意の保証の論点①(有価証券報告書における任意の保証)

- 法令により保証適用が義務化される企業は、①ISSB基準と同等の開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報について、②p.29に記載された要件を満たし登録されたサステナビリティ保証実施者により、③一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準に沿った保証(以下、この3点を満たした保証業務を「制度上の保証業務」という。)を受ける必要がある。
- 有価証券報告書提出会社が、有価証券報告書に記載したサステナビリティ情報に係る任意の保証を受けた場合(下図 a~c の場合)、その旨を有価証券報告書において開示することは認められるか。仮に、当該保証報告書を有価証券報告書に添付する場合、当該保証業務が制度上の保証業務の要件を満たしていなければ、行政機関の高い規律付けにより質が担保されていないため、問題が生じないか。

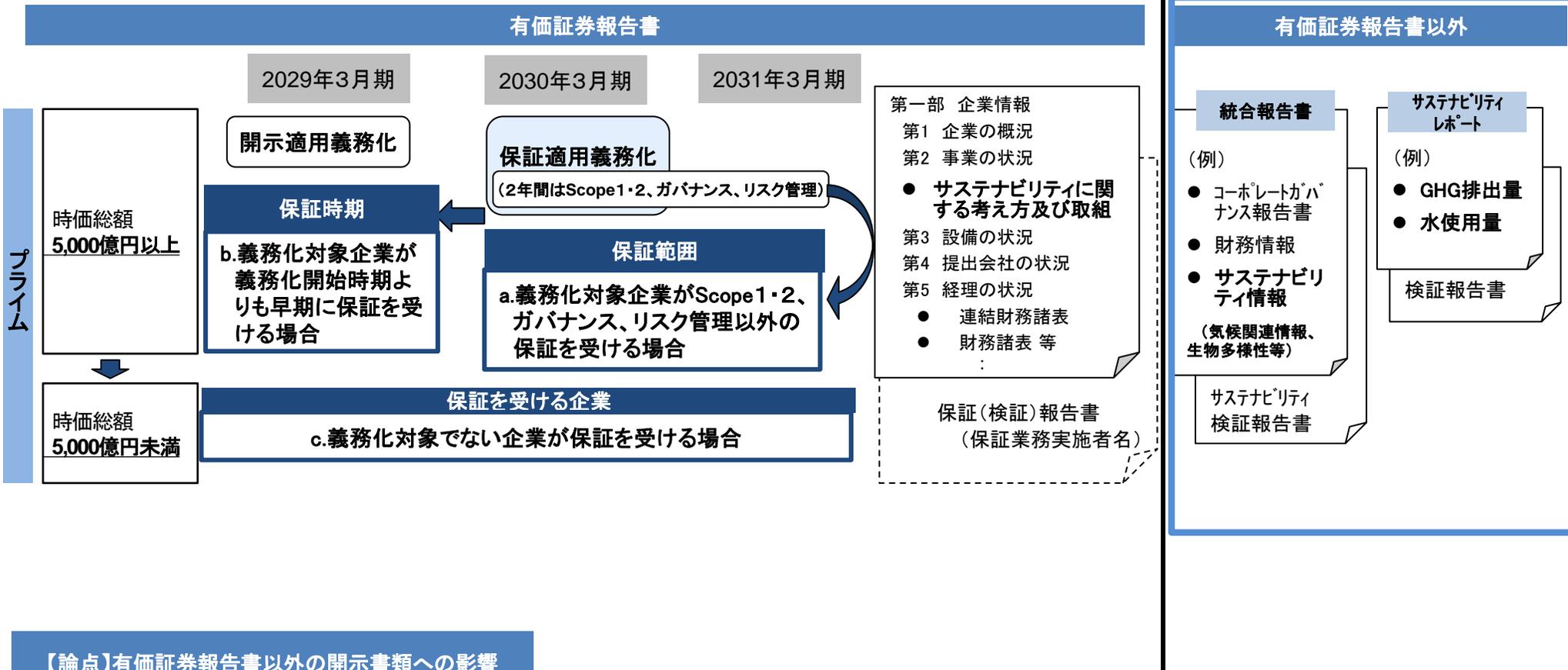


【論点】任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否

1. 制度上の保証業務の要件(上記①~③)を満たした保証を任意で受けた場合(上記 a~c の場合)は、制度上の保証業務で求められる質が担保されているため、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められるか(当該保証報告書は、制度上の保証業務と同じ位置付けであり、当該保証業務実施者には金融庁の監督検査権限が及ぶと考えられるか)。
2. 制度上の保証業務の要件(上記①~③)を満たさない保証を任意で受けた場合(上記 a~c の場合)は、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することは認められるか。
 - (1) 認める場合は、投資家が制度上の保証業務と誤認することを防止するため、どのような方策が考えられるか。
 - (2) 認めない場合、保証報告書の添付の代替として、企業が有価証券報告書のサステナビリティ情報記載欄に、任意に保証を受けた旨を記載することが考えられるか。

任意の保証の論点②(有価証券報告書以外の開示書類への影響)

- 有価証券報告書以外にも、法定書類ではない統合報告書等にサステナビリティ情報が記載され、第三者の保証(検証)を受けるケースが多数あるが、当該保証(検証)実施者に対して、制度上の保証業務の要件等が影響することはないと考えるがどうか。



- 有価証券報告書以外の開示書類(統合報告書等)は、引き続き、金融商品取引法等の規制の対象外であるため、当該保証(検証)の要否等については、各企業の判断に委ねられるべきと考えられる。

目次

1. 第1回専門グループでご議論いただいた規律の在り方について
 - (1) 前回いただいた主なご意見(全体)
 - (2) 検討の考え方
 - ① 従来の財務情報とサステナビリティ情報の違い
 - ② 現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
 - ③ 財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
 - ④ まとめ
 - (3) 前回いただいた主なご意見(個別論点)と考慮すべき事項
 - (4) サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
 - (1) 自主規制機関の役割
 - (2) サステナビリティ保証制度の全体像
3. 任意の保証の論点
4. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

サステナビリティ
保証業務実施者
に求められる規律
の在り方

サステナビリティ保証について、留意すべき事項(P18)を前提に、

- 前回ご議論いただいた、登録制度・登録要件、業務制限、義務・責任、保証基準、倫理独立性を検討するに当たって考慮すべき事項として、P25に記載された点についてどう考えるか。
- P27に示した自主規制機関の役割について、どう考えるか。
- P29に示したサステナビリティ保証制度の全体像について、どう考えるか。

任意の保証

- 任意のサステナビリティ保証について、P32、P33に挙げた論点についてどう考えるか。また、任意のサステナビリティ保証について、これ以外に考えられる論点はあるか。